

第3編 組織・処務(大月都留広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例)

○大月都留広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和5年2月16日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第2条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、開示請求に伴う写しの交付を求める場合にあっては、当該文書等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 経済的困難その他特別の理由があると組合長が認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を免除することができる。

(審査会への諮問)

第3条 次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大月都留広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行状況の公表)

第4条 組合長は、毎年度法及びこの条例の施行の状況についてとりまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。